

平成29年 第1回伊仙町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成29年1月16日（月）午前9時00分～

2、開催場所 選挙管理委員会会議室

3、出席委員（16人）

会長	1番	藤島 正廣
会長職務代理者	2番	永岡 和男
委員	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	牧本 和英
	7番	稲村 英治
	8番	喜崎 徳吉
	9番	西 彦二
	10番	義山 原康
	11番	政岡 廣子
	12番	宮永 誠
	13番	春山 豊茂
	14番	
	15番	森 三江子
	16番	重原 明美
	17番	基山 美奈子

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 6番委員・7番委員
- 第2 農地法第3条許可申請について（7件）
- 第3 農用地利用計画の変更申請に係る意見書について（1件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業について（3件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長	樺山明博
指導主幹兼次長	永島 均
	小牧 均

会議の概要

事務局 新年あけましておめでとうございます。定刻になりましたので只今から平成29年第1回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 おはようございます。特にこの2、3日寒いですが、まあ、体調等に気を付けて頑張っていたきたいと思います。まああの、サトウキビのまあ、本番に入りまして、20日過ぎからじゃがいも等の収穫も始まるようであります。あの一、まあ、巷ではですね、特にじゃがいも等については高値で推移するのではないかと噂が流れています。まあ、ぜひまたそのようになってもらいたいと思います。またあの一、今回はですね、まあいろいろ、あの一また、あ一、農業委員の皆さんもですね、ま、交代の、交代といいますか、また改めてですね選出の時期がまた7月までということですね、私どももまた、え一、それぞれ、ま、いろいろあるわけですが、また、頑張っていたきたいと思います。終わります。

事務局 藤島会長ありがとうございます。本日は16名中16名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は藤島会長にお願いいたします。会長よろしくをお願いします。

議 長 え一、それではですね、これより議事に入りたいとおもいます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、あ一議長から指名させていただく事にご異議ございませんか。

【異議なし】

議 長 それではですね、議事録署名委員ですが6番委員とですね7番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記にはですね事務局職員の樺山氏と永島氏を指名したいと思います。
以上で日程第1を終わります。

議 長 それではですね、日程第2の議案第1号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いしたいと思

ます。

事務局　　今月の農地法第3条許可申請は、1議案6件です。

議案第1号について、受付番号1号から受付番号6号は所有権移転に関する件です。受付番号1号については、譲受人は喜念在住で譲渡人は豊中市在住で、申請農地は大字喜念の畑で面積は300㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号2号については、譲受人は目手久在住で譲渡人も目手久在住で、申請農地は大字目手久外1筆の畑で面積は7,960㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号3号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住で、申請農地は大字伊仙の畑で面積は634.71㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号4号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住で、申請農地は大字伊仙外3筆の畑で面積は3,728㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号5号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は伊仙在住で、申請農地は大字伊仙外2筆の畑で面積は1,617.06㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号6号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住で、申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,752㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

受付番号1号から受付番号6号までは、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてをみたしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長　　はい、えー只今の説明に関連しまして、あの一、担当委員の方からですね現地調査の結果等について、あ一、お願いしたいと思います。

11番　　おはようございます。農地法第3条許可申請1号についてご説明致します。先日12番委員と調査致しました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いたします。なお、現況といたしましては飼料作物を植えております。よろしくお願いたします。

12番　　はい、農地法第3条許可申請1号につきましては、ただいま11番委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまですね、えー受付番号1号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事でありますので、採決を致したいと思います。賛成の方挙手をお願いしたいと思います。

【全委員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、受付番号1号については、原案のとおり決定を致します。

議 長 えー続きまして、2号についてですね、現地調査の結果等について、担当委員の方からお願いしたいと思います。

5 番 はい、農地法第3条許可申請について、第2号について、ご説明いたします。えー、先日9番委員と調査しました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく願いいたします。なお、バレイショの植えておりました。

9 番 農地法第3条許可申請、ただいま5番委員のご説明の通りでございます。皆様のご審議、よろしく願いします。

議 長 あい、ありがとうございます。それですね、受付番号について質疑に入りますが、何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 それでは、採決を致したいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事で、受付番号2号については原案通り決定を致したいと思います。

続きまして受付番号3号についてですね、えー、担当委員の方から現地調査の結果等についてお願いしたいと思います。

15番 おはようございます。農地法第3条許可申請第3号についてご説明致します。
先日1番委員とともに調査した結果、何の問題もありませんので、皆様方のご審議よろしくお願ひします。えと、現在じゃがいもが植えつけられていました。

議 長 はい、えーと、3号について、15番委員とともにですね、私も調査しました。ただいま説明の通りであります。えー、それではあの、質疑に入りたいと思ひますが3号について、何かご意見ございませぬか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありませぬので、採決をいたしたいと思ひます、賛成の方、挙手お願ひします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事です、えー、3号については原案のとおり決定をしたいと思ひます。えー続きまして、関連しますので、受付番号4号、5号についてですね、調査結果等についてお願ひしたいと思ひます。

13番 農地法3条4号、5号に関して説明いたします。えー先日10番委員と2人で調査しまして、4号につきましては譲渡人と譲受人は叔父、甥の関係でございまして、叔父から甥に譲渡ということございませぬが、えー、なんら問題はなく、えー、5号につきましてはあの一、譲渡人と譲受人は親子関係でございまして、親から子供への贈与でございませぬが、なんら問題はなく、えー、4号、5号ともに農地法3条2項各号に抵触していませんので、えー、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

えー畑の状況と致しましては、4号につきましては4筆ありますが、サトウキビでございませぬ。5号につきましてはあの一、3筆となっておりますがこれは、現況は1筆でございませぬ。えー、あの一、半分はサトウキビ、半分はバレイショが植えつけられています。以上です。

10番 4号、5号については13番委員の説明のとおりです、皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは4号、5号について質疑に入りたいと

思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 はい、異議がないという事でありますので採決をしたいと思います。賛成の方
挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事ですね、4号、5号については原案のとおり決定をいた
しました。

つづきまして受付番号6号についてですね現地調査の結果等について担当委員か
らお願いしたいと思います。

4番 6号についてご説明致します。えーと、先日3番委員とともに調査した結果、
えー農地法3条2項各号に抵触いたしません。現況と致しましては、ハウスでマ
ンゴーが作られていました。

3番 えー、6号につきましては、ただいま4番委員のご説明のとおりでございます、
皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、6号についてですね、質疑に入りた
いと思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 はい、異議がないという事でありますので、えー採決をしたいと思います、6
号について賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事で6号については原案のとおり決定をいたしました。
以上で農地法第3条許可申請についてを終わります。
続きまして農地法第5条許可申請についてを議題に供したいと思います。
えー事務局より、えー説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農地法第5条申請は1議案1件です。受付番号1号について説明いたします。申請人伊仙町は住宅を建設する為です。面積については1,270㎡となっています。申請地は伊仙の集落内で周辺は住家が多数あり電気、水道などの設備も整っており他の畑に何ら支障ないものと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、農地法第5条許可申請受付番号1号について現地調査結果等について担当委員の方からお願いしたいと思います。

15番 はい、農地法第5条許可申請1号についてご説明致します。先日1番委員と事務局と共に調査した結果、まわりに民家も多数あり電気水道等何の問題もないと思われます。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

場所としましては、あの一、モリ豊からちょっと下ってモリシンジさんのところを脇道入って行ったところにちょっと荒れた農地があったんですけどそこが、その畑の場所になってます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。えー現在はですね、じゃがいもが植えられております。あの、一部荒地になっておりますが、農地法第5条許可申請1号について、えー質疑に入りたいと思ひますが何かご意見ございませぬか。

【質疑・意見なし】

議長 異議がないという事であります。採決をしたいと思ひます、1号について賛成の方挙手お願ひします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事で、農地法5条許可申請受付番号第1号についてはね・・・・、あの一知事の方にですね意見書を送付いたしたいと思ひます。

えーそれでは、続きまして農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供したいと思ひます。事務局より朗読と説明をお願ひしたいと思ひます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件1議案1件です。受付番号1号は地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。面積についてはお手元の資料のとおりで経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の規定の要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、それではですね、農業経営基盤強化促進事業について、受付番号1号についてですね現地調査結果等について担当委員からお願いしたいと思います。

3 番 えー農業経営基盤強化促進事業1号について説明いたします。先日4番委員と共に調査した結果、何の問題もなく申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。えー畑の状況は1筆はサトウキビ収穫後で、残りはまだサトウキビがある状態です。

4 番 1号につきましては、只今3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、それではですね、農業経営基盤強化促進事業について。あの一審議に入りますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 あー、異議ないという事ですので採決を致したいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、農業経営基盤強化促進事業1号については原案のとおり決定を致しました。
以上で終わりたいと思います。